

食品表示部会
栄養表示に関する調査会
生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会
加工食品の表示に関する調査会
報告書とりまとめ

平成 26 年 6 月 25 日
消費者委員会 食品表示部会

1. はじめに

平成 25 年 6 月 28 日に食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）が公布され、同法第 4 条第 1 項において、「内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項、表示の方法その他事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。」とされている。

また、同法第 4 条第 2 項において、「内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。」とされている。そのため、消費者委員会食品表示部会（以下「部会」という。）では、食品表示法における表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の案について意見を述べるにあたり、食品表示基準の全体の構成、食品表示基準策定に当たっての基本的な考え方、基準を統合するに際して必要な検討課題について、消費者庁との協力の下、調査審議を行うこととした。

なお、食品表示法附則第 1 条において「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とされており、食品表示基準の策定に当たっても平成 26 年夏ころまでに一定の方向性を示すべく調査審議を進める必要がある。短期間の中で、多くの審議項目について、同時並行的に効率よく審議していくため、食品表示部会設置・運営規程第 4 条に基づき、部会の下に「栄養表示に関する調査会」（以下「栄養調査会」という。）、「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会」（以下「生鮮調査会」という。）、「加工食品の表示に関する調査会」（以下「加工調査会」という。）の 3 つの調査会を設置した。

食品表示基準の調査審議にあたっては、食品を「加工食品」、「生鮮食品」及び「添加物」に区分し、食品関連事業者等を「一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者」、「業務用食品を扱う事業者」及び「食品関連事業者以外の販売者」に区分し、それぞれ 9 つの区分について、横断的事項の表示事項、表示方法及び個別的事項の表示事項、表示方法等の内容を定め、現行 58 本の表示基準を 1 本に統合することが部会において確認された。

また、「加工食品」、「生鮮食品」の区分の定義については、原則として、JAS法の品質表示基準等における定義を、食品表示基準に引き継ぐことも確認された。

なお、同部会において、栄養表示の義務化の導入時期については、食品表示法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定とすることが確認された。

2. 各調査会における審議結果の概要

審議結果の概要は、以下のとおりであるが、詳細については、各調査会の報告書を参照されたい。

なお、各調査会の報告書に記載した意見に加え、さらに第29回食品表示部会において出された意見については、別紙に記載する。

(1) 栄養調査会のとりまとめの概要

栄養調査会では、栄養表示に関する対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について5回にわたって検討を行った結果、同調査会報告書のとおり、方向性がとりまとめられた。

なお、以下の事項については、Q&A等で示すべきとの意見がとりまとめられた。

① 強調表示の表現例について

消費者に誤認を与えないよう説明すること。

② 新たに強調表示とみなす事項について

- ・強調表示の基準を満たさずに色や文字の大きさ等で目立たせた表示は、消費者に強調表示と誤認される可能性があるため、このような表示をすることは望ましくない旨を示すこと。
- ・商品名等で誤認を招くような表現についても望ましくない旨を示すこと。

(2) 生鮮調査会のとりまとめの概要

生鮮調査会では、生鮮食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、業者間取引における表示方法の整理等について5回にわたって検討を行ったが、異種混合の食品表示の取扱いについては、さらなる検討が必要であるとの課題が残ったため、上部組織である食品表示部会に申し送ることとなった。

なお、以下の事項については、Q&A等で示すべきとの意見や、食品表示基準案（以下「新基準案」という。）にかかる通知や用語の統一への対応が必要との意見がとりまとめられた。

① 「生鮮食品」と「加工食品」の区分について

具体的にどのような行為が「製造」、「加工」、「調整」、「選別」に当てはまるかについて、Q&A等で説明すること。

- ② 現行の表示基準に係る通知等のうち、基準に規定するものについて新基準案に規定する通知等を全て示すこと。
- ③ 用語の統一について
用語の統一にあたり、使用される用語の出来るだけ多くの事例表示や用語自体の平易化を図ること。

(3) 加工調査会のとりまとめの概要

加工調査会では、加工食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について8回にわたって検討を行ったが、以下のとおり課題が残ったため、上部組織である食品表示部会に申し送ることとなった。

① 製造所固有記号について

加工食品調査会報告書「4-3. 製造所固有記号について」(1)～(4)で示された見直し案に加え、以下の(ア)～(カ)の代替案について、事業者、消費者から意見聴取し、その結果を踏まえて検討すること。

- (ア) 製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。
- (イ) 例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- (ウ) 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする。
- (エ) 例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- (オ) 消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み（消費者の検索利用）、製造所固有記号の再審査制の4つの取組みを行う。
- (カ) 現行制度の問題点が整理されていない段階で、実態を踏まえずに大きな改正をすべきではない。冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はないことから、現時点では、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。

② 容器包装の面積に係る省略規定について

栄養表示が義務化されることから、30 cm²以上の表示事項の省略規定について検討すること。

なお、以下の事項については、Q&A等で示すべきとの意見や、用語の統一への対応が必要との意見がとりまとめられた。

① 「表示責任を有する者」について

「製造者」「加工者」の定義を明確にすべきである、定義が明確にできないのであればQ&Aの整理が必要であること。

② 表示のレイアウトについて

消費者が表示の中で、どこから食品添加物であるか判断できる表示方法をQ&A等で示すこと。

③ 用語の統一について

新基準案に使用されるすべての用語の個別、具体的な一覧表を整理し示すこと。

第 29 回食品表示部会における各調査会の報告書に関する意見

(1) 栄養調査会の報告書

- ① 1-2 義務化の対象成分について
 - ・カリウム、コレステロール、トランス脂肪酸等の項目について十分な議論をした上で、位置づけを決めるべきである。
- ② 2-2 栄養表示義務の免除対象食品について
 - ・原材料の栄養表示がない場合、最終加工食品で栄養表示をすることは難しい。
 - ・酒類については、アルコール度数だけではわからないカロリーの多い商品もあるため、栄養表示が必要である。
- ③ 4-1 栄養強調表示(補給ができる旨/適切な摂取ができる旨の表示)について
 - ・脂質の「含まない旨」の表示について、ドレッシングタイプ調味料に設けられている例外規定は廃止すべきである。
- ④ 5-2 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について
 - ・サービングサイズの検討を国主導で進めていくべきである。

(2) 生鮮調査会の報告書

- ① 2-1 「生鮮食品」と「加工食品」の区分
 - ・「生鮮食品」と「加工食品」を法令上で分けるのは難しく混乱する部分が残るため、見直しが必要である。

(3) 加工調査会の報告書

- ① 2-2 (6) 品目ごとに定める原材料名の表示の方法
 - ・個々の例外規定については、今後の課題として議論すべきである。
- ② 4-3 製造所固有記号について
 - ・製造所固有記号は、製造所にしか使用できない制度のため、表示責任者と製造所等の2箇所を記載するルールでは成り立たない制度である。
 - ・輸入品の表示は輸入者のみとなっている。それでも表示責任者と製造所等の2箇所を記載する必要があるのか。
 - ・現在、製造所固有記号が使われている実態を把握した上で、議論すべきである。
 - ・食品の安全性の責任者を明示するということであれば、製造者、販売者は併記すべきである。

- ③ 7 食品表示基準におけるアレルギーを含む食品の表示について
- ・ 現行通知で表示を奨励している特定原材料に準ずるものについて、通知ではなく、基準に規定すべきである。
 - ・ 酒類についても表示免除とせず、表示すべきである。